

2023年01月17日

会員企業各位

一般社団法人 IT フリーランス支援機構

インボイス制度導入に係るITフリーランスへの配慮要請

記

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、消費税における仕入税額控除の適用条件が変わります。

免税事業者のITフリーランスが適格請求書発行事業者になると、これまでは免除されていた消費税の納税が義務化されます。これにより従前と同様の金額条件で契約を継続する場合は収入が減少することとなります。

また免税事業者のITフリーランスが免税事業者を継続する場合は、買手側の発注事業者の仕入コストが増大することとなります。

従いまして、関係者がインボイス制度を適切に理解し、契約トラブルを回避するためにも、下請中小企業振興法、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等をふまえたITフリーランスへの配慮に、より一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【配慮要請事項】

- (1) ITフリーランスへインボイス制度や税務サポートに関する情報提供をお願いします。
- (2) ITフリーランスからのインボイス制度に関する質問や相談に対して丁寧に対応をお願いします。
- (3) 課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となる恐れがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。ご留意のうえ制度への対応をお願いします。
- (4) 発注事業者がITフリーランスに対し免税事業者であることを理由に、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。ご留意のうえ制度への対応をお願いします。
- (5) ITフリーランスが課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になる恐れがあります。ご留意のうえ制度への対応をお願いします。

【引用元】

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（財務省）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiqa_4.pdf

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A（公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

政府が示す成長戦略ではフリーランスが働くための環境を整備することが喫緊の課題だとしております。当機構は、ITフリーランスや発注事業者、支援団体、行政機関等と緊密に連携しながら、多様で柔軟な働き方としてITフリーランスという選択が当たり前になり、夢を描ける職業として我が国に浸透することを目指し誠心誠意取り組んでまいります。

以上